

鳥取県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性及びDV被害者（以下「困難女性等」という。）への支援を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「女性支援法」という。）第15条第1項の規定に基づき、鳥取県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の2に規定されている協議会について、これを兼ねることとする。

(構成)

第2条 支援調整会議は、全体会議、実務者会議、個別ケース検討会議をもって構成する。

2 前項に掲げる会議のうち、全体会議は別表に掲げる関係機関に属する者及びその他知事が必要と認める者（以下「構成機関等」という。）で構成する。

3 第1項に掲げる会議のうち、実務者会議及び個別ケース検討会議は、東中西部の各圏域で開催することとし、別に定める者で構成する。

(全体会議)

第3条 全体会議は、次に掲げる事項について協議・情報交換を行い、有効な支援及び施策を検討する。

(1) 関係機関相互の連携システムのあり方（ネットワークの確立）に関すること。

(2) 研修及び施策等の情報提供に関すること。

(3) 実務者会議の円滑な実施に関すること。

(4) 広報・普及啓発に関すること。

(5) その他、必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第4条 支援調整会議の構成機関等は、女性支援法第15条第5項及びDV防止法第5条の3の規定に基づき、正当な理由なく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定に違反した者には、女性支援法第23条及びDV防止法第30条の規定に基づく罰則が適用されることがある。

(事務局)

第5条 全体会議の庶務は、子ども家庭部家庭支援課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、前条に定める事務局が別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 鳥取県配偶者等に対する暴力防止関係機関連絡会設置要綱（平成19年2月5日付第200600164824号鳥取県福祉保健部子ども家庭課長通知）は、廃止する。

<別表>

本庁	未来創造課、人権・同和対策課、孤独・孤立対策課、家庭支援課、教育委員会事務局人権教育課、教育委員会事務局生徒支援・教育相談センター、警察本部少年・人身安全対策課
地方機関	精神保健福祉センター、福祉相談センター、犯罪被害者総合サポートセンター、各総合事務所県民福祉局（児童相談所含む）
その他の 機関・団体	（公社）鳥取県医師会、（福）鳥取県社会福祉協議会、鳥取県弁護士会、鳥取地方法務局、鳥取県人権擁護委員連合会、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）、鳥取地方検察庁、鳥取県児童福祉入所施設協議会、鳥取県母子生活支援施設協議会、鳥取県民生児童委員協議会、（公社）鳥取県人権文化センター、（福）鳥取いのちの電話、（公社）とっとり被害者支援センター、DV被害者支援を主な活動とする特定非営利活動法人及び民間団体